

羽曳野市バリアフリー基本構想

平成 2 1 年 3 月

羽曳野市

「誰もが、安全・安心、快適で、生き生きと活動できる都市^{まち} はびきの」

の実現に向けて



現在、我が国では諸外国に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる超高齢社会の到来が予測されております。

また、障害者が障害を持たない人と同じように生活できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が重要視されてきており、高齢者や障害者をはじめ、誰もが自立した社会生活を実現でき、安全・安心、快適に暮らせる環境づくりが求められています。

こうしたことから、本市では、平成 18 年に制定されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、「羽曳野市バリアフリー基本構想」を策定しました。

この構想では、本市におけるバリアフリーの推進に関する基本的な方針や重点整備地区に選定した古市駅周辺地区におけるバリアフリー化の整備内容、また、「心のバリアフリー」の推進に向けたソフト面の取り組みなどについて定めております。

今後、この構想に基づき、市民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、『誰もが、安全・安心、快適で、生き生きと活動できる都市^{まち} はびきの』の実現に向け、バリアフリー施策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

最後になりましたが、本構想の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました協議会の方々をはじめ、市民アンケート、団体ヒアリング、タウンウォッチング等に、ご協力いただきました市民、関係団体、関係機関の皆様方に、心より厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月
羽曳野市長 北川 嗣雄

< 目 次 >

第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

1. 基本構想策定の背景と趣旨	1
2. バリアフリー新法について	2
3. 基本構想の位置づけ	6

第2章 羽曳野市の現況

1. 羽曳野市の概況	7
2. 公共交通機関の利用状況	13
3. 主な日常生活関連施設の分布状況	14
4. 上位関連計画	15

第3章 市民意向の把握

1. 市民アンケート調査からの把握	23
2. ヒアリング調査からの把握	27

第4章 移動等円滑化の基本理念と基本方針

1. バリアフリーの基本理念	29
2. バリアフリーの基本方針	30

第5章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定

1. 重点整備地区の要件	31
2. 重点整備地区の設定	32
3. 重点整備地区の概況	34
4. 重点整備地区の課題の抽出	35
5. 生活関連施設及び生活関連経路の選定	41

第6章 重点整備地区における整備目標

1. 重点整備地区の区域	43
2. 実施する特定事業等	44
3. 整備目標時期	44
4. 実施する特定事業等の整備方針と整備概要	45

第7章 バリアフリーの推進に向けて

1. 心のバリアフリーの取り組み	55
2. スパイラルアップ	57

参考資料

1. 羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱	59
2. 羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱	60
3. 羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿	61
4. 羽曳野市バリアフリー基本構想策定の経緯	62